

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第37回）

日時：令和3年8月26日（木）16:00～

場所：津山市役所本庁2階 大会議室

1 開会

2 議題

- (1) 感染者の発生について（事務局）
- (2) 国・県・市の対応状況について（事務局）
- (3) 感染症拡大防止について【改定案】（事務局）
- (4) 公共施設の利用及びイベント・行事等について（事務局）
- (5) 報告事項
 - ・ 感染拡大防止の啓発について（企画財政部）
 - ・ ワクチン接種について（こども保健部）
 - ・ 学校における感染拡大への対応について（教育委員会）
 - ・ 総合相談窓口の実施状況について（事務局）
- (6) その他

3 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	水田 啓介	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 譲	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	朝田 一	
環境福祉部参与	奥田 賢二	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	中川 竜二	
都市建設部長	山本 将司	
地域振興部長	藤井 浩次	
水道局長	小林 和弘	
教育次長	栗野 道夫	

【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
岡山県美作県民局健康福祉部副部長	七村 陽一郎	
岡山県美作保健所 企画調整情報課 副参事	河合 晶子	

【事務局】

こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
こども保健部次長兼健康増進課企画参事	鏡 真由美	
こども保健部次長兼ワクチン接種推進室長	平井 良幸	
こども保健部次長兼こども保育課長	馬場 陽子	
こども保健部健康増進課企画参事	久永 知明	
こども保健部健康増進課主幹兼ワクチン接種推進室主幹	安本 勝博	
こども保健部健康増進課主幹	森上 真由美	
総務部危機管理室長	西村 敏之	

(2) 国・県・市の対応状況について

1) 国の対応状況 (8月19日以降)

- ・ 8/24 第74回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催 (持ち回り開催)
- ・ 8/25 第75回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
 - ・ 緊急事態措置の発令
 - 既発令：沖縄県 (5月23日～9月12日)、東京都 (7月12日～9月12日)
 - 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府 (8月2日～9月12日)
 - 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県 (8月20日～9月12日)
 - 発令：北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県 (8月27日～9月12日)
- ・ まん延防止等重点措置の解除及び発令
 - 既発令：石川県 (8月2日～9月12日)
 - 福島県、熊本県 (8月8日～9月12日)
 - 富山県、山梨県、香川県、愛媛県、鹿児島県 (8月20日～9月12日)
 - 解除：北海道 (8月2日～8月26日) 愛知県、滋賀県 (8月8日～8月26日)
 - 宮城県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県 (8月20日～8月26日)
 - 発令：高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県 (8月27日～9月12日)

2) 県の対応状況 (8月19日以降)

- ・ 8/24 第51回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
 - ・ 県内の感染状況 (ステージⅣ)
 - ・ 県立学校における対応
- ・ 8/25 第52回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
 - ・ 緊急事態措置
 - ・ 年齢別新規陽性者数の推移

【県内の患者発生状況】

- ・ 12,241例 (令和3年8月25日現在)

令和3年8月18日現在 (週1回更新)

合計	確保病床入院者数 (入院予定含む)		一般病床 入院者数	宿泊 療養者数	自宅 療養者数	社会福祉 施設等 療養者数	退院者等	死亡者数
		うち重症						
10,587	186	7	0	273	1,026	0	8,975	127

3) 市の対応状況 (8月19日以降)

- ・ 8/19 第36回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・ 8/26 第37回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

【津山市内での患者発生状況】

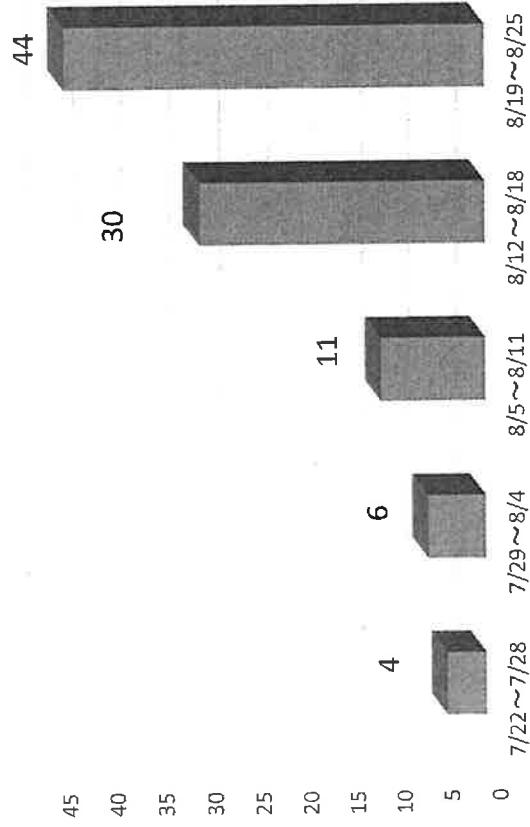
- ・ 305例 (令和3年8月26日現在)

津山市の週間ごとの新規感染者数の推移

(人)

期間	感染者数
7/22～7/28	4
7/29～8/4	6
8/5～8/11	11
8/12～8/18	30
8/19～8/25	44
合計	95

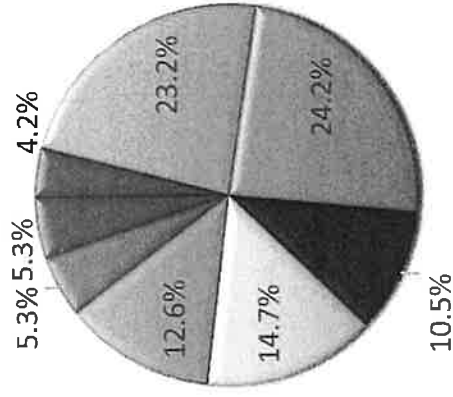
感染者数の推移(人)



津山市の年齢別感染者の内訳(人)

10歳未満	4	4.2%
10代	22	23.2%
20代	23	24.2%
30代	10	10.5%
40代	14	14.7%
50代	12	12.6%
60代	5	5.3%
70歳以上	5	5.3%
合計	95	100.0%

年齢別感染者の割合



■ 10歳未満 ■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70歳以上

(3) 感染症拡大防止について(案)

令和3年8月26日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

緊急事態措置

【期間 8月27日(金)～9月12日(日)】

【生活場面での注意点】

- ・ 下記の「マスクコード」を遵守する。
 - 話すときは「マスク会話」(休憩時間は、気が緩みがちなので特に注意を)
 - 食事の際は「マスク会食」(野外での飲食を含め、マスクを外すのは飲食中だけに)
 - おうちでマスク(県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを)
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ 屋外で人と2m以上離れているときは、マスクを外して熱中症を予防する。
- ・ 新しい生活様式(手洗い、手指消毒、マスク着用、消毒液の携帯、人との距離の確保など)を徹底する。
- ・ 密閉・密集・密接の「3つの密」を回避する。
- ・ 会食は、4人以下、2時間以内で、家族や毎日顔を合わせている人たちと行う。
- ・ 熱中症に注意しながら、エアコン使用中もこまめに換気する。
- ・ 休憩室、更衣室など居場所が替わるときは、気が緩むため、特に注意する。
- ・ 風邪の症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出をやめる。

【外出に向けての注意点】

- ・ 日中も含め不要不急の外出・移動を自粛する。特に、午後8時以降の不要不急の外出を自粛する。
- ・ 混雑した場所等への外出を半減する。
- ・ 外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から5割削減する。
- ・ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動する。
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒、屋外での大人数でのバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクの高い行動は自粛する。
- ・ 感染拡大地域との往来は避け、その他の県との往来も慎重に検討、移動前後2週間は体調管理に気をつける。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を登録する。

◆県外から参加が見込まれるイベントを自粛する。

やむを得ず実施する場合は、開催方法の変更（規模縮小、無観客、分散開催等）を検討する。

◆開催をする場合の注意点

午後8時までの実施とする。

【イベント等開催時に必要な感染防止策等】

- (1) 感染防止（手洗い、手指消毒、マスク着用、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒、会場での飲食制限）を徹底する。
- (2) 屋内で実施する場合は、感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。
 - ・こまめに換気を行う（1時間に2回程度）。
 - ・人を密集させない環境を確保する（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする）。
 - ・人との距離が近い対面での会話などが一定時間以上続かないよう工夫する（お互いの距離を1メートル以上あける）。
 - ・お互いの距離が取れない場合は、パーティション等の活用も検討する。
- (3) 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインの遵守を徹底する。
- (4) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）には参加の自粛を要請する（参加者やスタッフの健康管理を徹底する）。
- (5) 感染者が発生した場合に備えて、参加者名簿の作成や「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用などにより連絡先を把握する。
- (6) 1,000人以上又は、全国的な移動を伴うイベントを開催する場合は、県に事前相談する。
- (7) イベント等の開催にあたっては、令和3年8月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づいた対応とする。

3 ワクチン接種について

ワクチンには、感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められています。高齢者や基礎疾患がある方をはじめ、若い世代の方も、発症や感染拡大を防ぐため、また、自分や友人、家族を守るため、ワクチン接種を受けてください。

※ なお、この内容は今後の状況を踏まえ、変更する場合があります。

(5) 報告事項

ワクチン接種について

1. 接種者数等【令和3年8月25日 現在】

【全体】（接種対象者数：90,429人 (R3.4.1 現在)）

区分	1回目接種	2回目接種	備考
接種者数	58,830人	47,004人	
接種率	65.06%	51.98%	
(岡山県参考)	(48.14%)	(40.18%)	(R3.8.25 現在)

【65歳以上】（接種対象者数：32,013人 (R3.4.1 現在)）

区分	1回目接種	2回目接種	備考
接種者数	29,034人	28,342人	
接種率	90.69%	88.53%	

2. 妊婦の方の優先接種について

津山市では、妊娠中の方と同居の家族を対象に、ワクチンの優先接種を行います。

なお、この事業は、定住自立圏を形成している5町（鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町）と連携して実施します。

- ①会場 津山中央病院（津山市川崎1756）
- ②対象者 妊婦の方および同居の家族（※対象の方に案内を送付します。）
- ③日程 【1回目】令和3年9月 1日(水)、8日(水)、15日(水)
 【2回目】令和3年9月29日(水)、10月6日(水)、13日(水)
 ※毎週水曜日の15時から17時

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策 ～妊婦の方々へ～



○感染が妊娠に与える影響○

- 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は同年代の妊娠していない女性と変わらないとされています。しかし、**妊娠後期に感染すると、早産率が高まり、患者本人も一部は重症化することが報告されております。**
- 高年齢での妊娠、肥満、高血圧、糖尿病などが新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子であるという報告もあり、このような背景を持つ妊婦の方は、特に人混みを避ける、こまめに手を洗うなど感染予防に注意をしてください。

○妊婦の感染が胎児に与える影響○

- 新型コロナウイルスに感染した妊婦から胎児への感染はまれだと考えられています。
- 妊娠初期または中期に新型コロナウイルスに感染した場合に、**ウイルスが原因で胎児に先天異常が引き起こされる可能性は低いと**されています。

○新型コロナワクチン○

- 妊娠中、授乳中の方も、**ワクチンを接種することができます。**日本で承認されているワクチンが**妊娠、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はありません。**
- **妊娠中の時期を問わず接種をおすすめします。夫又はパートナーの方もぜひ接種をお願いします。**

* ファイザー社のワクチンと武田/モデルナ社のワクチンがmRNAワクチンです。アストラゼネカ社のワクチンはウイルスベクターワクチンで原則40歳以上の方が接種できます。

◆ 相談・受診の目安

2021年8月版

- 妊婦の方については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合でも、念のため、重症化しやすい方と同様に、まずは早めにかかりつけ医等身近な医療機関に電話で御相談ください。かかりつけ医がないなど相談先に迷った場合は、「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

◆ 各都道府県等の相談窓口の設置について

- 妊婦の方々への新型コロナウイルスに関する相談窓口が各都道府県等に設置されています。連絡先等については下記をご参照ください。

※お住まいの市町村の相談窓口もご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11296.html



◆ 新型コロナウイルスワクチンについて

- 厚生労働省では、ワクチンに関する情報をQ & Aとして発信しています。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

- 関連学会からも、妊婦の方々へのワクチン接種を推奨する声明が発出されています。

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/20210814_COVID19_02.pdf



◆ 働いている方について

- 妊娠中の女性労働者が、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、妊婦検診等で主治医等から指導を受け、事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務・休業）等の措置を講じなければなりません。（男女雇用機会均等法）

※本措置の適用期間は、令和2年5月7日～令和4年1月31日です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>

- 上記の措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、上記の措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を取得させた事業主に対して、助成金を支給しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

- 働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母性健康管理措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として、各都道府県労働局において「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を設置しています。新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方で悩み、お困りの妊婦の方は、ご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000677252.pdf>

◆ 関連ホームページについて

- 厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- 公益社団法人 日本産科婦人科学会

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報」

http://www.jsog.or.jp/modules/jsogpolicy/index.php?content_id=10

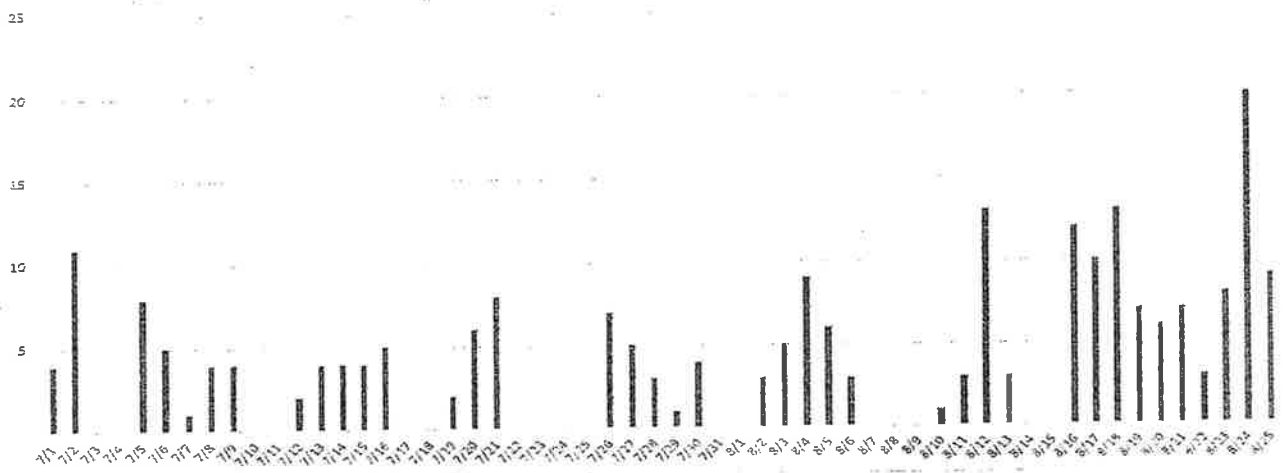


総合相談窓口の実施状況

(令和3年7月1日から令和3年8月25日まで)

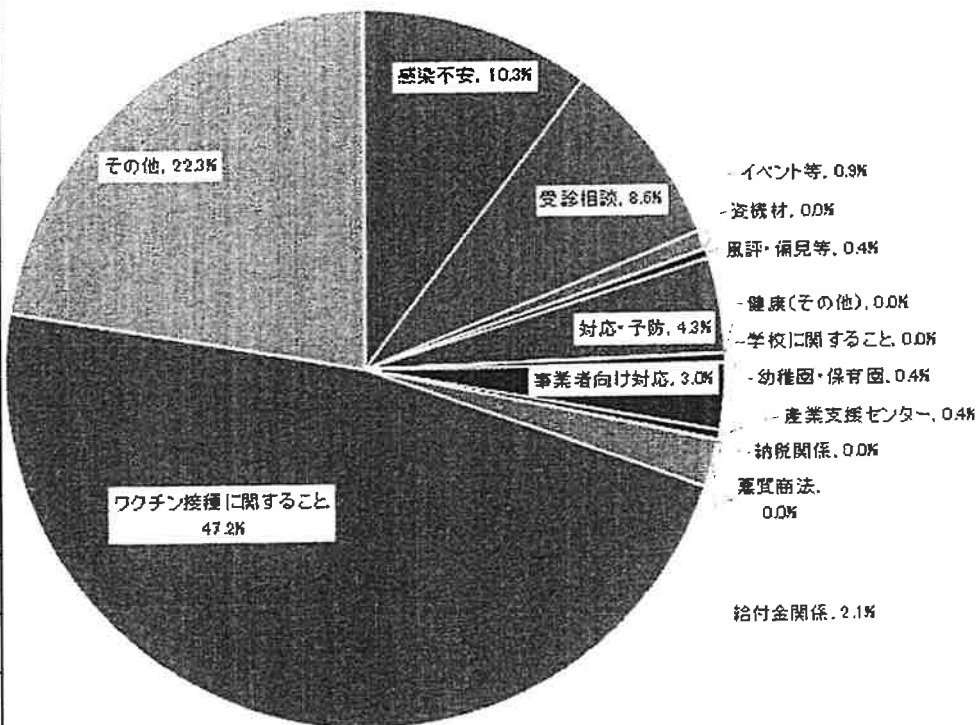
相談件数合計

233件



相談内容

相談内容	件数
感染不安	24
受診相談	20
イベント等	2
資機材 (マスク・消毒液・ティッシュ他)	0
風評・偏見等	1
対応・予防 (消毒配置や普及啓発、市・国・県の対応)	10
健康(その他)	0
学校に関する事	0
幼稚園・保育園	1
事業者向け対応	7
産業支援センター	1
納税関係	0
悪質商法	0
給付金関係	5
ワクチン接種に関する事	110
その他	52
合計	233



緊急事態宣言発令中!!**8月27日(金)～9月12日(日)****STOP****感染拡大!!****あなたの意識と行動が、
あなたとあなたの大切な人を守る****住民の皆さんへ**

- ☑日中も含め不要不急の外出・移動は自粛する
特に、午後8時以降の不要不急の外出を自粛する
- ☑感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控える
- ☑路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は自粛する
- ☑5つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守

事業者の皆さんへ

- ☑事業の継続に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制する
- ☑従業員の日々の健康管理を徹底し、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- ☑業種別ガイドラインの遵守
- ☑在宅勤務や時差出勤など、人との接触を低減するよう努める
- ☑ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチンを接種できる環境整備に努める

つけようマスク!!

8月27日(金)～9月12日(日)

話すときも

休憩時間は気が緩みがち
特に注意を!



会食のときも

マスクを外すのは
飲食中だけに



おうちでも

県外と往来した家族がいる場合、
2週間はマスクを



- ・熱中症を防ぐために、屋外で人と2m以上離れているときはマスクをはずしましょう
- ・マスクの着用が困難な方に対するご理解をお願いします

5つの岡山ルール

期間:8月27日(金)~9月12日(日)

5

外出は生活必需品の買い物も含めて
感染拡大前から**5**割削減を

4

屋外でのバーベキューなどを含め、
会食は**4**人以下2時間以内で、
家族や毎日顔を合わせている人たちと

3

引き続き**3**密回避を

2

感染拡大地域との往来は避け、
その他の県との往来も慎重に検討、
移動前後**2**週間は体調管理に気を付けて

1

ワクチン接種後も**1**枚のマスクが
あなたとあなたの大切な人を守る

少しでも症状がある場合は、発熱がなくても
受診し、通勤・通学・外出等をやめましょう